

# ASDO情報会員ガイドライン

定款第5条第1項(4) その他の会員は細則で定める

細則第3条第1項(4) 情報会員

「首都圏以外の主たる業務が構造の事務所と情報を共有することを目的とする個人」

## 情報会員のガイドライン

### [推 薦]

- ・ ASDO正会員の紹介があり、理事会の承認を得たうえで決定する。

### [会 費]

- ・ 会費を徴収する。  
年額 ¥3,000-
- ・ 入会が月の途中であった時は、年間を月割りにしその月の会費を全額として計算し、その額を初年度の会費とする。
- ・ 退会が年の途中であった時は、すでに収めた年会費等の返却は行わない。
- ・ 会費の納入は、理事会の承認を得て会計が定めた方法で納入をする。

### [退会及び会員資格の喪失]

- ・ 退会届を提出して任意に退会することができる。
- ・ 会費を年度末まで滞納した場合は会員資格を喪失する。